

●香川県告示第122号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、小豆島町建設課において平成25年3月15日から10年間閲覧に供する。

平成25年3月15日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成25年3月8日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡小豆島町古江字火崎乙376番1、乙375番1に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び50の地点と51の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L. +1.93メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

50の地点	二等三角点馬立（北緯34度27分24.7282秒、東経134度17分38.6351秒）から 286度56分22秒 1,017.56メートルの地点
52の地点	50の地点から31度14分17秒、9.17メートルの地点
51の地点	52の地点から31度18分53秒、10.89メートルの地点

(3) 面積

19.39平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成6年10月24日

(2) 免許番号

6港A第38号